

「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」 利用規約

「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」（以下「本キャンペーン」といいます）利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社トドック電力（以下「当社」といいます）が実施する本キャンペーンにおいて提供される各特典の内容に応じて別途当社が指定する実施条件に共通して適用される基本的な事項を定めたものです。

なお、経済産業省資源エネルギー庁の「令和4年度電気利用効率化促進事業」（以下「国の節電プログラム」といいます。）および北海道が行う「令和4年度節電プログラム参加促進事業費補助事業」（以下「道の節電プログラム」といいます。）の取り扱いについては、別紙で定めるものといたします。

第1条 本キャンペーンの概要

第4条に定める対象の電気料金メニュー、プランにて当社とご契約いただいている組合員さまが、本キャンペーンに参加お申込みいただき、対象期間中に節電へ取り組みいただいた結果に応じて、コープのポイントを進呈いたします。なお、本キャンペーンへの参加お申込みをもって、国の節電プログラム、道の節電プログラムの内容（当社が国・道の節電プログラムの事務局に対して個人情報を提供すること、および特典を不正受給しないこと等）について同意し、国の節電プログラム、道の節電プログラムにも参加お申込みをしたものとします。また、本キャンペーン、国の節電プログラム、道の節電プログラムのいずれか1つのみの参加、キャンセルはできないものとします。

第2条 本キャンペーンの参加お申込み

お客さまが以下のすべての条件を満たし、当社HPまたはお電話で必要事項を入力、確認させていただくことで参加いただくことができます。

- ① キャンペーンの参加お申込み期間は2022年11月14日（月）から2022年12月30日（金）までといたします。
- ② 当社とご契約いただき、2022年12月30日までに供給が開始していることを参加条件といたします。

第3条 本キャンペーンの節電対象期間

本キャンペーンの節電対象期間は、2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）、2023年2月分（2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで）、2023年3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。

なお、特典進呈時期は「第6条 特典進呈時期」で定めるものとします。

第4条 適用条件等

当社は、組合員さまが以下のすべての条件を満たした場合に、対象の電気料金メニュー、プランが適用されている電気の供給地点を契約単位として成立するものとします。

- ① 本規約の全てに同意の上、本キャンペーン参加お申込み期間内に参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- ② 節電対象期間において、下記の＜対象の電気料金メニュー、プラン＞でご契約いただいていること。

<対象の電気料金メニュー、プラン>

再生可能エネルギー100%メニュー、ベーシック電気メニュー（スタンダードプラン、とく得Mプラン、とく得Lプラン、とく得シーズンプラン、インターネットプラン）

※全て従量電灯B、従量電灯Cいずれも対象となります。

第5条 本キャンペーンの特典内容・詳細

第3条に定める節電対象期間において、前年同月分のご使用量と比較し、3%以上削減となった組合員さまに、コープのポイントを進呈いたします。

- ① 2023年1月分、2023年2月分、2023年3月分それぞれにおけるご使用量について、前年同月分のご使用量と比較し、3%以上削減となった組合員さま（以下、節電達成者といたします）の中から抽選で各月300名に、コープのポイント2,000ポイントを進呈いたします。（以下、節電達成特典といたします）
- ② 対象となる期間は月単位となる為、ご契約が変更となり日割りとなる場合（新設・転居・解約等）の該当月分は特典進呈の対象外となります。
- ③ 前年同月の対象となる期間において、ご使用量の確認ができない場合、当社が契約容量ごとに定めるモデル使用量を前年同月分のご使用量とみなします。
※ 過去にご契約されていた電力会社の検針票等、前年同月のご使用量が確認できる書類を当社へご提出いただくことで、前年同月分のご使用量とみなします。
- ④ 本キャンペーンでは、削減量の比較において、対象となる期間の日数に差異がある場合は、以下の算式によって、ご使用量を補正いたします。

【補正後の前年同月分のご使用量】

$$= \text{前年同月分のご使用量} \times \frac{\text{当月の対象となる期間の日数}}{\text{前年同月の対象となる期間の日数}}$$

（小数点以下第1位を四捨五入）

- ⑤ 各月の削減量等の通知につきましては、特典の進呈をもってかえさせていただきます。

第6条 特典進呈時期

- ① 当社は、下記条件にて特典を進呈いたします。
- ② 節電達成特典は、対象月の翌月末ごとの進呈を予定しております。
- ③ 特典進呈の時点でコープさっぽろ組合員を脱退されている場合は、ポイント付与の対象外といたします。
- ④ 特典進呈の周知については、ポイントの進呈をもってかえさせていただきます。

第7条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、本キャンペーンに係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第8条 注意事項

- ① 当社は、本キャンペーンの実施にあたり、組合員さまの個人情報を業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供いたします。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものといたします。
- ② 当社は、利用者のお申込み情報又は本キャンペーンに関する電気のご使用状況等を、諸官庁または地方自治体等に提供する場合があります。
- ③ 本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料は組合員さまのご負担となります。
- ④ 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合があります。
- ⑤ 本キャンペーンに関して、応募者は当社の運営方法に従い、一切異議を申し立てないものといたします。
- ⑥ 当社は、本キャンペーンに関して、当社の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について、当社に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものといたします。

第9条 本規約の改定等

- ① 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本キャンペーンの実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- ② 当社が、本規約本文の他に各媒体で記載する決まりおよびその他の利用条件等も、本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体となって適用されるものとします。
- ③ 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

附 則

適用期日

本規約は 2022 年11月14日から適用します。

以上

別紙

電気利用効率化促進対策事業に基づく 節電プログラム（低圧）利用規約

経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の補助事業（以下「国の節電プログラム」）に基づき、株式会社トドック電力（以下「当社」）が実施する国の節電プログラムに関する取扱い（以下「本規約」）を定めるものです。

第 1 条 本規約の適用範囲

当社が、本規約本文の他に各媒体で記載する決まりおよびその他の利用条件等も、本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体となって適用されるものとします。

第 2 条 本規約の変更

当社は、必要に応じて本規約の内容を変更する場合があります。本規約を変更する場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、お知らせします。変更の効力発生時期以降の国の節電プログラムの参加条件等については、最新の本規約によります。

第3条 節電対象期間

節電対象期間は、2023 年 1 月分（2022 年12 月検針日から 2023 年 1 月検針日の前日まで）、2023 年 2 月分（2023 年 1 月検針日から 2023 年 2月検針日の前日まで）、2023 年 3 月分（2023 年 2 月検針日から 2023 年 3 月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。

第 4 条 参加条件

国の節電プログラムへの参加条件は、以下のとおりといたします。

- ① 2022年12月から2023年3月までの間、当社が開催予定の「コープのでんき みんなで節電チャレンジ（以下「本キャンペーン」）に参加すること。
- ② 対象となる期間において、「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」利用規約、第4条 適用条件等に定める条件をすべて満たしていること
- ③ 当社が保有するお客さまのすべての個人情報（契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号など）を国の節電プログラムの事務業務に必要な範囲で国の節電プログラムの事務局および一般送配電事業者に提供すること。
- ④ 要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得など不正に特典を取得した可能性がある場合と当社または国の節電プログラムの事務局が判断した場合には、当社からの参加状況などの確認依頼に速やかに応じること。
- ⑤ 不正に特典を取得したことが発覚し、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合には、速やかに返還に応じること。
- ⑥ 上記の条件をすべて満たしていても、当社が適当でないと判断した場合、特典を進呈いたしません。

第 5条 特典内容

- ① 「参加特典」として、期間内に参加お申込みを行ったお客さまへ需要地点1箇所ごとを単位とし、2,000円相当の特典を進呈いたします。なお、同一需要地点の判定については、供給地点特定番号や住所、契約名義などを用いて、実施いたします。
- ② 「節電達成特典」として「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」利用規約、第5条 本キャンペーンの特典内容・詳細に記載の「節電達成者」へ契約単位ごとに、1,000円相当の特典をもれなく進呈いたします。
- ③ 1需要地点あたりの特典の進呈は、1回までとなります。
- ④ 対象となる期間は月単位となる為、ご契約が変更となり日割りとなる場合（新設・転居・解約等）の該当月分は特典進呈の対象外となります。
- ⑤ 前年同月の対象となる期間において、ご使用量の確認ができない場合、当社が契約容量ごとに定めるモデル使用量を前年同月分のご使用量とみなします。
※過去にご契約されていた電力会社の検針票等、前年同月のご使用量が確認できる書類を当社へご提出いただくことで、前年同月分のご使用量とみなします。
- ⑥ ポイント付与の時点でコープさっぽろ組合員を脱退されている場合は、ポイント付与の対象外といたします。
- ⑦ 特典進呈期日は2023年4月末までを予定しておりますが、諸般の事情により遅れることがあります。
- ⑧ 特典進呈の周知につきましては、進呈をもってかえさせていただきます。
- ⑨ 特典の権利は譲渡できません。

第 6条 その他

- ① 当社は、国の節電プログラムの実施にあたり、組合員さまの個人情報を業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供いたします。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものといたします。
- ② 当社が開催する国の節電プログラムについては、原則、申し込み手続き後の参加取り消しは出来ません。
- ③ 国の節電プログラムについては、予告なく変更または終了となる場合があります。
- ④ 国の節電プログラムへのエントリーによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。

附 則

適用期日

本規約は 2022 年11月14日から適用します。

以上

別紙

節電プログラム参加促進事業に基づく 節電プログラム（低圧）利用規約

北海道「節電プログラム参加促進事業」の補助事業（以下「道の節電プログラム」）に基づき、株式会社トドック電力（以下「当社」）が開催する道の節電プログラムに関する取扱い（以下「本規約」）を定めるものです。

第 1 条 本規約の適用範囲

当社が、本規約本文の他に各媒体で記載する決まりおよびその他の利用条件等も、本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体となって適用されるものとします。

第 2 条 本規約の変更

当社は、必要に応じて本規約の内容を変更する場合があります。本規約を変更する場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、お知らせします。変更の効力発生時期以降の国の節電プログラムの参加条件等については、最新の本規約によります。

第3条 参加お申込期間

キャンペーンの参加お申込み期間は2022年11月14日（月）から2022年12月30日（金）までといたします。当社とご契約いただき、2022年12月30日までに供給開始していることを参加条件といたします。

第 4 条 参加条件

道の節電プログラムへの参加条件は、以下のとおりといたします。

- ① 2022年12月から2023年3月までの間、当社が開催予定の「コープのでんき みんなで節電チャレンジ（以下「本キャンペーン」）に参加すること。
- ② 対象となる期間において、「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」利用規約、第4条適用条件等に定める条件をすべて満たしていること
- ③ 当社が保有する組合員さまのすべての個人情報（契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号など）を道の節電プログラムの事務業務に必要な範囲で道の節電プログラムの事務局および一般送配電事業者に提供すること。
- ④ 要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得など不正に特典を取得した可能性があると当社または道の節電プログラムの事務局が判断した場合には、当社からの参加状況などの確認依頼に速やかに応じること。
- ⑤ 不正に特典を取得したことが発覚し、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合には、速やかに返還に応じること。
- ⑥ 上記の条件をすべて満たしていても、当社が適当でないと判断した場合、特典を進呈いたしません。

第 5条 特典内容

- ① 「参加特典」として、期間内に参加お申込みを行った組合員さまへ需要地点 1 箇所ごとを単位とし、2,000円相当の特典を進呈いたします。なお、同一需要地点の判定については、供給地点特定番号や住所、契約名義などを用いて、実施いたします。
- ② 1需要地点あたりの特典の進呈は、1回までとなります。
- ③ ポイント付与の時点でコープさっぽろ組合員を脱退されている場合は、ポイント付与の対象外といたします。
- ④ 特典進呈期日は2023年1月末までを予定しておりますが、諸般の事情により遅れることがあります。
- ⑤ 特典進呈の周知につきましては、進呈をもってかえさせていただきます。
- ⑥ 特典の権利は譲渡できません。

第 6条 その他

- ① 当社は、道の節電プログラムの実施にあたり、組合員さまの個人情報を業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供いたします。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものといたします。
- ② 当社が開催する道の節電プログラムについては、原則、申し込み手続き後の参加取り消しは出来ません。
- ③ 道の節電プログラムについては、予告なく変更または終了となる場合があります。
- ④ 道の節電プログラムへのエントリーによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。

附 則

適用期日

本規約は 2022 年11月14日から適用します。

以上